

USPTO が商標の当事者系手続に関する規則を改定

2007 年 8 月 8 日
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は商標審判部(Trademark Trial and Appeal Board: TTAB)の当事者系手続(異議申立手続、取消審判等)に関する規則改定(最終版)を 1 日付けフェデラルレジスター(官報)¹で公表した。今般の規則改定は、審理前(pre-trial)の情報を当事者間で交換する手続を採用し、併せて、連邦地裁の実務に準じた開示手続きを取り入れるなど、当事者系事件の早期解決や手続の公平性の確保を図るもの。

同規則は、06 年 1 月公表の規則改定案²に対するパブリックコメントを経て、今般最終版として公表された。主な改定内容は、TTAB の当事者系手続における請求人から被請求人への請求書の直接送付、民事訴訟の開示実務(disclosure practice)に準じた手続への変更、CD-ROM 形式による書類提出方法の廃止等がある。このほか、規則の明確化や誤記の修正等も併せて行われた。

本改定規則は、誤記修正等の一部の条項(8 月 31 日施行)を除き、11 月 1 日から施行される。

(了)

¹ <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/72fr42242.pdf>

² [2006 年 1 月 23 日付け知財ニュース「USPTO が商標規則改正案を公表」](#)を参照